

道の駅西条のん太の酒蔵における敷地出店者募集要項

【道の駅西条のん太の酒蔵出荷者会入会者向け】

1. 概要

(1) 申込者の出店資格

- ①道の駅西条のん太の酒蔵の出荷者会に入会している方
- ②軒下ひろば（屋根付き広場・しばふひろば）にて対面販売の人員が手配可能な方
※軒下ひろば（屋根付き広場・しばふひろば）で直接売買を行い、当社の直売所レジは使用しないものとします。
- ③当社の指示、出店区画に同意できる方
- ④その他、当社が認める方

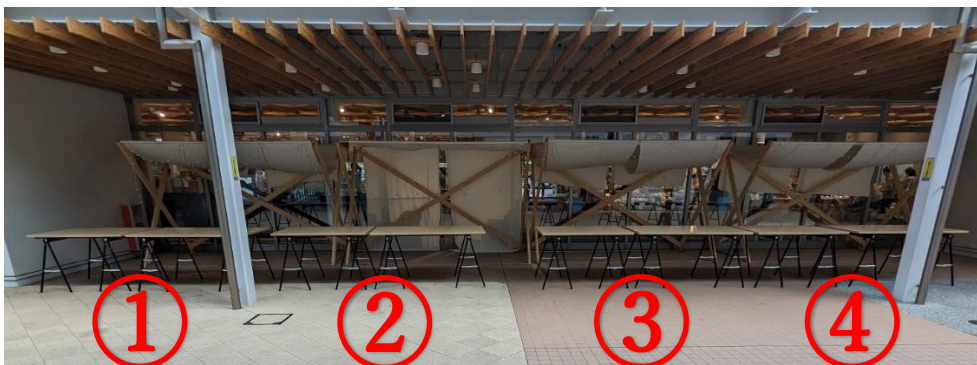
(2) 場所

道の駅西条のん太の酒蔵 軒下ひろば・屋根付き広場・しばふひろば（別添：地図のとおり）

出店場所及び区画は、当社から通知いたします。当社のイベント等の都合により、当初予定していた出店場所及びレイアウトが急遽変更となる場合があります。



▼軒下ひろば



(3) 時間

原則 10 時 00 分から 17 時 00 分までの間（営業時間とし、準備の時間は除く。）

出店時間は 1 時間単位での申し込みとなるが、出品物が完売した等の場合、当社へ報告した上で、自己判断で予定の時間よりも早く出店を終了しても構いません。

※但しイベント等開催時間が決まっている場合はこの限りではありません。

(4) 販売品目

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内の飲食物、物品及び当社が認めるものとし、また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、当社が不適当と判断したものの販売は認められません。

(5) 出店料

①一日の売上の 10%（消費税込）

②その他、設備使用料等 ※要相談。詳しくは別途「敷地利用料－設備備品貸出リスト(出荷者用)」をご確認ください。

(6) 支払方法

出店者は、営業終了後、売上日計表に売上を記入しレジのジャーナル（レジを設置しない場合は売上日計表のみ）と合わせて事務所へ提出すると共に、事務所にて計算された出店手数料を当日、現金にて支払ってください。またキャンセル料が発生した場合は、指定された当社金融機関口座へ振込む方法によりお支払いください。なお、振込手数料は出店者の負担となります。

2. 出店スケジュールの調整及び周知

(1) 出店受付

①出店者は、出店を希望する前月の 5 日までに、敷地出店依頼書(承諾書)を当社へ提出し、当社での審査を通過したものに対して、出店を許可するものとします。

②翌月の出店可能日は前月の 10 日頃に通知いたします。

③出店受付は出店する日の 3 か月前から開始いたします。

④複数日分をまとめて手続きすることも可能です。

(2) キャンセル規定

①出店者の都合により出店を取りやめる場合または変更がある場合は、出店日の 3 営業日前までに申込時の当社担当者へ電話またはメールにて報告をお願いいたします。

②前項の報告がなく出店をとりやめた場合、出店者は敷地使用料及び 1 日売上想定 の 30% をキャンセル料として当社に支払わなければなりません。ただし、出店当日が大雨、強風、大雪などの悪天候かつ当社への出店キャンセル報告がある場合、キャンセル料は発生しないものとします。

③出店者が無断で出店を取りやめた場合、以後出店を認めないものとさせていただきます。

3. その他留意事項

(1) 留意事項

①搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。

②食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。

③電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。ただし、当社が当社設

備を使用させることを許可した場合はこの限りではない。

※1 レジ袋、ビニール手袋、その他ビニール袋(詰め放題用、商品陳列用)、

試飲・試食の提供用容器、値札、等

不足等が発生した際も、当社からの貸し出し、付与は行わない。

※2 有償・無償備品は別紙リストを確認。使用には事前申請が必要。

④釣り銭も各自で用意すること。ただし釣り銭準備が困難な場合は、事前に申請すれば、当社より貸出することも可能。貸出した釣り銭に不足が発生した際は、出店者責任の下、不足分を補填すること。

⑤道の駅の屋外コンセントを使用する場合は、必ず事前に確認したうえで当社の指示に従うこと。

⑥調理等に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

⑦出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。

⑧床・壁など施設への汚損・破損防止、転倒防止、通路の安全確保のため養生を行うこと。万が一、廃油等で床面または当施設設備を汚した場合は、出店者の責任で原状回復を行うこと。

⑨営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。

⑩営業終了後は、使用した敷地を出店設置前と同じ状況に戻すこと。

⑪騒音等の迷惑行為は行わないこと。

⑫販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。

⑬出店備品や移動販売車等の破損、紛失等について、当社は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。

⑭出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当社へその旨を当社へ報告すること。

⑮出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加（販売メニュー品目の変更を含む。）、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当社へ新たな出店申込資料等を提出すること。

⑯出店に関する各種関係諸法令違反等、当社の信用を害する行為を行わないこと。

⑰当社の従業員の指示がある場合はそれに従うこと。

（２）許可の取消

①出店者が使用料等を滞納した場合、関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。

②本要項を厳守できない場合または当社が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。

③出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、当社は一切その責めを負いません。

4. 申込書等の提出場所及び問合せ

〒739-0041 東広島市西条町寺家 10020-43

道の駅西条のん太の酒蔵

Tel : 082-493-8131

Fax : 082-493-8132

e-mail : nonta@midori-gr.com